

ANGLE

アングル～ビジネスに新しい視点（アングル）を～

8月号

Vol.30

経営メモ

今月のテーマ：「仕事か？人か？」

代表 中村 亨

P1

経営者・ビジネスリーダー勉強会「クラブCA」
第20回の振り返り

株式会社 Clearwoods 代表取締役社長 森 透匡 氏

「ビジネスで役立つ、ウソ（人間心理）の見抜き方
～元刑事から学ぶ人間洞察力～」

P5-P6

マイナンバー特集

「マイナンバー制度への対応準備は
進んでいますか？」

P2

お知らせ①

「採用説明会情報」

お知らせ②

「夏季休業のお知らせ」

お知らせ③

「セミナー開催報告」

社内イベント「バーベキューの集い」を開催しました！

P7

やさしい相続・事業承継

「平成27年分路線価が公表されました
～都心部を中心に上昇～」

「増加する相続問題と遺言（5）
～自筆証書遺言の書き方とは？～」

P3-P4



「仕事か？人か？」

今月の
テーマ

代表 **中村 亨**
Nakamura Toru



■「給与」は何に対して払われるのか？

この古くて新しい問題に、今一度向き合いたいと思います。

日本の雇用は「メンバーシップ型」と呼ばれ、人に対して給与が支払われるシステムです。いわゆる三種の神器（年功序列、終身雇用、労働組合）に代表される労使慣行が発展したもので、職務・労働時間・勤務地などが原則無限定であるほか、定期昇給が存在します。また、採用にも特徴があり、白紙状態の新卒を一括採用し、「ゼネラリスト」の育成を目指す傾向があります。

一方、海外では「ジョブ型」と呼ばれる、「仕事（職務）」に対して給与が支払われるシステムがとられています。こちらは、職務・労働時間・勤務地などが限定されるほか、採用面では「欠員補充」の意味合いが強くなります。つまり、ポストが空かない限り採用が見送られるケースが多くなります（もちろん、将来の幹部候補のためのエリート教育は別のラインで進めます）。また、職務を基に契約するため、同じ職務に従事する限り（若干の昇給はありますが）、定期昇給という概念自体がありません。

■日本と欧米の雇用システムの違い

	日本	欧米
給与は何の対価？	人	仕事（職務）
雇用慣行	メンバーシップ型	ジョブ型
採用	新卒を採用 (人事異動あり、ゼネラリストを育成)	欠員補充の意味合いが強い (スペシャリストを求める)
給与体系	定期昇給が存在する	定期昇給の概念はない

メンバーシップ型において重視されるのは、コミュニケーション能力や組織対応力といった抽象的なものになります。また、職務範囲が曖昧なため、近年では長時間労働の要因の一つとなっているとの指摘もあります。

一方、ジョブ型において重視されるのは、「スペシャリスト」か否かになります。これは職務内容がすべてのベースとなるため、明確に求められる要件となります。

■これからは、日本流の「ジョブ型」が求められる？

バブル崩壊後、多くの日本企業はこのままではいけないと、いわゆる成果主義を採用しましたが、成功例は少なかったと言われています。

その原因の一つに、「メンバーシップ型」と「ジョブ型」を混用したこともあるのではないかと考えられます。

これまでの「メンバーシップ型」では限界があり、どうやって、職務重視に切り替えていくか？あるいは日本の「メンバーシップ型」の良さを残しつつ、如何にして「ジョブ型」を取り入れていくか？今後、特にサービス業では、これを突破した企業が勝ち組になるかもしれません。

「マイナンバー制度への対応準備は進んでいますか？」

先月号では、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の概要についてご説明いたしました。今回は、民間企業が制度開始の平成28年1月までに対応準備すべき事項とそのポイントについて解説いたします。

■民間企業における制度開始までの準備スケジュール

平成27年10月以降、住民票を持つ国民すべてにマイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」が届くようになります。これを念頭に民間企業が制度開始までに対応すべき主な事項としては、以下の6項目が挙げられます。

■マイナンバー制度への準備スケジュール（例）

項目	平成27年					平成28年
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
			通知カード 発送開始			マイナンバー制度 開始
1) 基本方針及び取扱規程の策定		基本方針	取扱規程			年末調整の資料を 利用して収集
2) 従業員へのアナウンス						
3) マイナンバーの収集					従業員	取引先
4) 社内利用システムに関する対応						
5) 安全管理措置への対応						
6) 委託先の管理状況の確認や監督						

1) 基本方針及び取扱規程の策定

マイナンバー制度の下では、企業規模のいかんを問わず特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取り扱いに関する基本方針を策定することが重要とされます。加えて、従業員数が100名超の企業では、特定個人情報の具体的な管理方法や取扱ルール等を定めた「特定個人情報取扱規程」を策定しなければなりません。

2) 従業員へのアナウンス

従業員に対しては、通知カードが届いたら紛失しないよう厳重に保管するように事前にアナウンスをするとともに、研修などを通じてマイナンバー制度の概要や目的を周知して今後のマイナンバーの収集が円滑に進むようにすることが重要です。

3) マイナンバーの収集

通知カードの送付が始まる平成27年10月以降、従業員、取引先等から適切に本人確認を実施しながらマイナンバーの収集を開始します。なお、制度開始直前の平成27年12月末時点で在籍する従業員とその扶養親族については、年末調整のために従業員に記載・提出してもらう「扶養控除等（異動）申告書」にて収集するのが効率的であると考えられます。

4) 社内利用システムに関する対応

マイナンバー制度の導入により源泉徴収票、支払調書、被保険者資格取得届など様々な書類の様式が変更となります。また、多くの企業で特定個人情報の管理・保管のためにシステムを利用することになると考えられます。このため、給与計算や人事管理に関するものを中心に社内システムの改修、更新等についても検討する必要があります。

5) 安全管理措置への対応

マイナンバー制度において、民間企業は特定個人情報の漏えいを防止するために様々な安全管理措置を講じなければなりません。この安全管理措置については、対象となる業務の洗い出しに始まり事務取扱担当者の監督や特定個人情報へのアクセス制限など、多岐にわたる事項への対応が求められます。このため、準備事項の中でも特に時間を要すると考えられることから、プロジェクトチームを組成する等して早め着手する必要があります。

6) 委託先の管理状況の確認や監督

マイナンバーを取り扱う業務を外部に委託する場合は、その委託先において自社と同等の安全管理措置が講じられるように適切な監督を行う必要があります。

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウントティング <お問い合わせはお気軽に>

お問い合わせ先 ☎ 03-3224-2872

✉ info@co-ad.com

マネージャー 公認会計士 青木 隆寛



「平成 27 年分路線価が公表されました ～ 都心部を中心に上昇～」

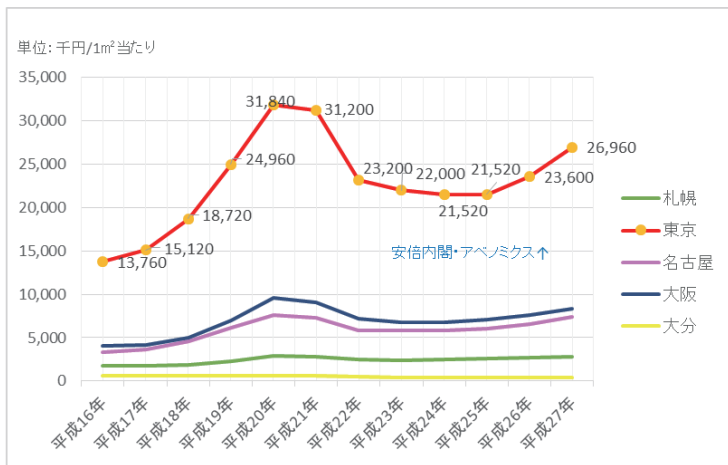
国税庁は7月1日、平成27年分の路線価を公表しました。全国の平均変動率は、前年比▲0.4%となり若干の下落となりました。都心部や地方の中核都市が上昇する一方、大分県や北海道では下げ幅が拡大しています。首都圏の平均変動率は、東京（前年比+2.1%）、神奈川（前年比+0.6%）、千葉（前年比+0.3%）と推移しています。

■路線価と相続税・贈与税との関連とは？

路線価は、相続税や贈与税の算定基準となる土地の価格です。平成27年分の路線価は、平成27年1月1日～同年12月31日の間に発生した相続及び贈与を申告する場合に使用されます。つまり路線価が上昇すると、土地を相続する際の評価額も高くなります。

路線価とは、主要道路に面した土地1平方メートル当たりの1月1日時点の評価額のことです。

■都道府県庁所在地の最高路線価・12年間の推移（平成16年～27年）

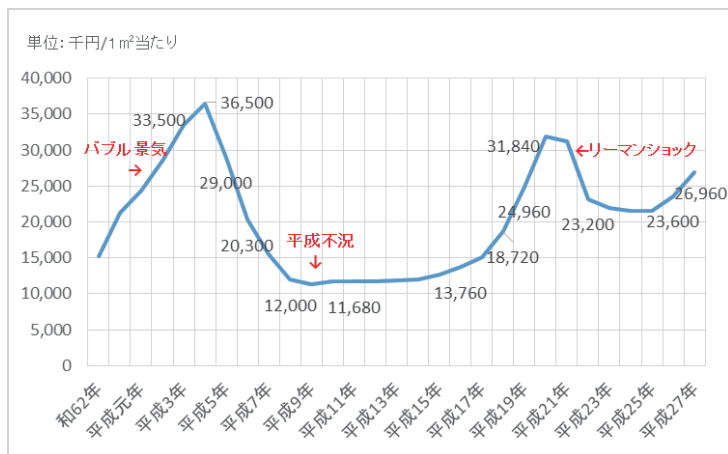


左図は、過去12年間の都道府県庁所在地の最高路線価の推移をまとめました。東京都や大阪、名古屋などの都心部では上昇しています。それに対して大分では、下落傾向が続いています。

都市名	最高路線価の所在地
札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り
東京	中央区銀座5丁目 銀座中央通
名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り
大阪	北区角田町 御堂筋
大分	府内町1丁目 中央通り

（国税庁資料を基に弊法人にて作成）

■東京中央区銀座5丁目銀座中央通りの路線価・約30年間の推移



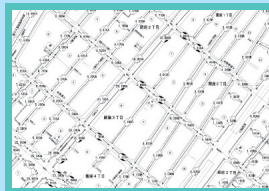
日本の最高路線価を誇る、銀座5丁目のデータを過去約30年にわたりまとめました。路線価にその時々々の景気が反映されています。現在は、都市部では上昇傾向にあるようです。

平成27年1月1日から相続税が改正されたことにより、路線価の上昇が相続税の負担増に直結する場合があります。特に都心部にお住まいの方や、土地を保有されている方は、路線価の動向に注意を払いましょう。

（国税庁資料を基に弊法人にて作成）

相続税試算キャンペーン（10月末まで先着10名様）無料

都心部に不動産（ご自宅の土地、建物など）をお持ちの方へ最新の路線価を用いながら、ご自宅の土地の評価額と相続税を無料で試算いたします。ご本人、またはご家族様が弊法人（本社、千葉支社）に足を運んでいただける方への限定サービスです。お早目にお電話、またはメールでご予約ください。



税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

〈無料相談会開催中〉

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2870
✉ info@co-ad.com

執行役員 税理士 有賀 伸彦
執行役員 松井 優介



「増加する相続問題と遺言（5）～ 自筆証書遺言の書き方とは？～」

自筆証書遺言とは、遺言者が全てを記述する遺言書のことです。全て自分で行うことができるため、費用もかからず、手軽に作成することができます。しかし、その簡単さがゆえに形式不備で有効・無効が争われるケースが少なくありません。今回は、自筆証書遺言を書くときの注意点についてお伝えいたします。

■自筆証書遺言を書くときの注意点

(1) ボールペンや万年筆を使用して書面で残す

自筆証書遺言を書くときは、鉛筆の使用は避けボールペンや万年筆を使うことをお勧めします。鉛筆の場合、「本物ではなく下書きかもしれない」といった、誤解を生じる可能性があります。また自筆証書遺言は書面にしておくことが遺言の要件であり、ビデオカメラで撮影したもの、録音などは無効です。

(2) 例外なく全てを自筆する

自筆証書遺言は、日付、名前など全てを遺言者本人が書くことが絶対条件となります。また、遺言者本人が委任して他人の手で書かれたものがあったとしても無効となります。他人が書いたものかは、筆跡鑑定をすれば判断します。自分で書けない場合は公正証書遺言（公証役場で公証人に作成してもらう遺言）を選択すると良いでしょう。

(3) 日時の書き方・印鑑

遺言書の末尾に作成年月日、署名、押印が必要となります。作成日付を書くときは○年○月○日というようにはっきりと分かるように書きます。「○年○月吉日」と書くと、無効となる可能性があります。また、印鑑は、実印にすることをお勧めします。封筒に遺言書と一緒に印鑑証明も入れておくと、遺言書の**検認手続**がスムーズにいきます。

自筆証書遺言の文例

※全文を自筆で書きましょう

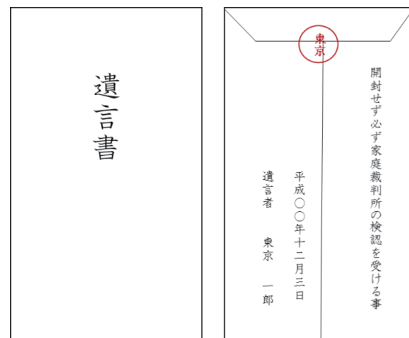
遺言書

遺言者 東京一郎は次の通り遺言します。

- 妻 東京まり子に下記の不動産を相続させる。
 (1) 港区中央麻布3丁目5番8号 ※記載内容は具体的に
 宅地 200.00平方メートル
 (2) 同所番地 家屋番号3番1
 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 240平方メートル
- 〇〇銀行〇〇支店 普通預金 ※遺留分を考慮しましょう
 口座番号〇〇〇〇〇〇を
 全て長男 東京佑介に相続させる。
- 〇〇銀行〇〇支店 定期預金 口座番号△△△△△△を
 全て長女 東京のり子に相続させる。
- この遺言の執行人として ※遺言執行者の指定が望ましい
 東京都港区赤坂2丁目2番地12号 NBF赤坂山王スクエア2F
 の税理士法人コーポレート・アドバイザーズの中川義敬を指定する。
 ※日付を必ず明記
 平成〇〇年十二月三日
 東京都港区中央麻布3丁目5番8号
 遺言者 東京一郎
 (東京)

※印鑑は実印が望ましいでしょう

封印の例



検認手続とは

検認手続とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。封印のある遺言書は、家庭裁判所において、相続人またはその代理人の立会いのうえ開封しなければなりません。

■遺言の執行には検認手続が必要

遺言の執行には、家庭裁判所の**検認手続**が必要となります。そのため家族に遺言の存在を知らせておくことも必要です。

■遺留分について

遺留分とは、相続人が最低限相続できる割合のことです。遺言書を書く場合、遺留分を侵害しないよう配慮して、誰に何を遺贈させるか書くことが望ましいでしょう。専門家にアドバイスを受けることも有効です。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ < 遺言・相続に関するご相談はお気軽に >

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2870
 ✉ info@co-ad.com

執行役員 税理士 中川 義敬
 豊田 章成



「ビジネスで役立つ、ウソ（人間心理）の見抜き方 ～ 元刑事から学ぶ人間洞察力 ～

株式会社 Clearwoods 代表取締役社長 森 透匡 氏

■刑事から経営者へ ～ 3.11 で人生観が変わる～

警察に在職した27年間のうち20年間刑事をして参りました。詐欺事件や選挙違反といった捜査を専門に行う捜査第二課が長く、途中、預金保険機構に出向し、経営破綻した銀行の経営の責任追及を行う経験もしました。

東日本大震災発生当時、私は広域緊急援助隊に所属しておりましたので、震災の夜、指令を受け、64名の部下を連れて福島に赴きました。町そのものが津波にのみ込まれ壊滅してしまった姿を見て、「自然の力とはとてつもなく大きく、それに比べて人の命は儂いな」と感じずにはいられませんでした。

23歳から刑事の仕事に就いていましたので、当然遺体を検視する機会もありました。しかしこの震災では、1万8千人余の方が亡くなりました。震災の任務にあたり、私の心の中で変化が生まれました。以前より漠然と思い描いていた「独立する」という生き方にチャレンジしたいと思うようになり、現在では、講師業を中心に全国で講演や企業研修を行い、メディアへの出演や記事の執筆などのご依頼も頂いています。

■刑事塾 ～ 刑事のスキルをビジネスシーンでも～

「559億円」とは、何の金額でしょう？これは、2014年の特殊詐欺（振り込め詐欺等）の全国の被害総額です。オレオレ詐欺などの被害に遭遇しないための工夫としては、ナンバーディスプレイを契約し、常に留守番電話にして知り合い以外からの電話には出ないことをお勧めしています。超高齢化社会が到来し、今後さらに騙される人が増えてきます。嘘の見抜き方を皆様に伝授することで、高齢者の振り込め詐欺対策はもちろん、ビジネスシーンでの採用面接や商談、部下の管理などで役立てていただけたら幸いです。

■刑事が現場で人間心理を読む場合の着眼点

人間の動作で信用できる順番について、動物行動学者デズモンド・モリスは、以下のように発表しています。つまり、表情、言語は信用できないので、自律神経などの上位の点に注目すると人間心理が読めるというわけです。

- | | | |
|---------------|---|-------------|
| 1. 自律神経信号 | → | 汗をかく、顔色が変わる |
| 2. 下肢信号 | → | 脚の動き |
| 3. 体幹(胴体) | → | 姿勢 |
| 4. 見分けられない手振り | → | 微妙な手の動き |
| 5. 見分けられる手振り | → | 意図的な手の動き |
| 6. 表情 | → | 顔 |
| 7. 言語 | → | 一番信用できない |

引用：森 透匡 氏 講演資料より



【講師紹介】
警察の元警部。主に知能・経済犯担当の刑事を約20年経験。選挙違反、贈収賄、大型詐欺、横領、殺人事件など多数の事件捜査に従事。その中で政治家、詐欺師、横領犯、銀行幹部や行員など多種多様な人物の取り調べや事情聴取を行い、人間心理やウソの見抜き方を体得。27年務めた警察を、起業のために退職して独立し、刑事時代に培った知識、スキルをビジネスで役立ててもらうために「刑事塾」という学びの場を開講。「ウソ（人間心理）の見抜き方」を主なテーマに各種団体、民間企業からの依頼を受けて、全国で講演・セミナー・企業研修を行っている。テレビ朝日「モーニングバード」、フジテレビ「ノンストップ」、読売新聞、日経産業新聞などメディアへの出演、掲載も多数。

・自律神経信号

自律神経を人間がコントロールすることは難しいものです。ウソをつく際には、顔が真っ赤になる、手が震えるといった反応が出る人が多いものです。

・目の動き

家宅捜査などで証拠を集める際、刑事は被疑者と雑談をしていますが、目の動きに注目しています。被疑者は心配のあまり、隠し場所に視線を送ってしまうものです。視線の先には、興味の対象があります。

・身振り手振り

ウソをつく場合には、身振り手振りが少なくなります。通常ウソをついている場合、ポケットに手を入れる、後ろに手を組むなどの動作をするのが一般的です。

・足先

足先は本音が隠しきれないので足先に注目すると心理がわかります。職務質問をして足先がそっぽを向いている時は「この場から早く逃げたい」という心理状態を示しています。

■刑事はどうやってウソを見抜くか？

刑事は事件解決のために、被疑者にいろいろな質問を投げかけます。被疑者が回答する際に、ウソのサイン(行動のサイン・言動のサイン)が出ていたら、その部分についての質問を繰り返しながら、深く掘り下げていきます。様々な角度からしゃべらせて矛盾点があれば指摘し、決定的な証拠は最後に出して、犯人を追いつめます。これが、一般的な流れです。さて、ウソのサインとは、どのようなものがあるのでしょうか？

行動のウソのサイン

- | | |
|-------------|---|
| 1. 顔に手をやる | ・不快を感じる時や自己防衛の心理の時に出るしぐさ |
| 2. 整理整頓のしぐさ | ・ネクタイをいじる
・スカートのしわを伸ばす
・机の上の文房具を揃える |
| 3. 支点移動のしぐさ | ・椅子に座り直す
・貧乏ゆすりをする |

引用：森透匡氏講演資料より

行動のウソのサインとして一般的なものは、鼻や口元を触るしぐさです。またウソをつくとき、言動を一致させなければプレッシャーがかかりますので心が乱れます。身体面の行動としては、整理整頓のしぐさをする事で心を落ち着かせようとします。あとは体と物体の接点、つまり支点がそわそわして動き出すという反応になります。

言動のウソのサイン

・逆切れする

「号泣会見」で有名になってしまった元兵庫県議会議員の釈明会見の様子は、怒鳴り気味で、逆切れしているともいえるでしょう。逆切れしている場合、ウソをついている可能性は高くなります。

・「神様に誓って」「絶対に」「100%」

「神様に誓って」と、神様や仏様を話に登場させる場合、また、「絶対に」「100%」といった強調する言葉を多用する場合は、ウソをついていることが多いです。信憑性を高めようと、内容を補強する心理が働きます。

・過剰に答える

質問されていない事に対しても過剰に答える場合、ウソをついていることが多いといえます。ウソをついていない人は、「いいえ、違います」と、簡潔にすぐに返答します。

■詐欺の被害に遭わないために

詐欺師は、一見、非常にフレンドリーで良い人が多く、人間を信用させるプロであります。しかし、相手とのやりとりの中で、「何かひっかかるな」「どこかおかしい」といった、自分の直感が働いたら、それ以降の相手の行動には注意を払い、ウソのサインを見逃さずに対応することが重要となります。

詐欺の被害に遭わないためには、相手の所属や身分をしっかりと確認することや、会話を録音するなど、証拠を集めると良いでしょう。本日もご紹介した刑事のスキルを役立ていただき、騙されないように過ごしていただけたら幸いです。本日はご清聴ありがとうございました。

(文責：「アングル」編集室)

森透匡さんへ

message

大変実用的で興味深いお話をありがとうございました。ご紹介いただいた刑事のスキルを今後、活かしたいと思います。

中村亨

お知らせ①「採用説明会情報」

コーポレート・アドバイザーズでは、夏の採用説明会を開催いたします。

- 開催日程 **第1回 8月22日(土)13:30~**
第2回 8月26日(水)18:30~
第3回 8月29日(土)13:30~

■募集職種 公認会計士、税理士、社会保険労務士の資格をお持ちの方もしくは勉強中の方、経理実務経験者。M&A実務経験者、マーケティング経験者も募集しております。
※英語や中国語が得意な方歓迎いたします。

■会場 東京本社セミナールーム（東京都港区赤坂2-2-12 NBF赤坂山王スクエア2階）

■問い合わせ先 採用担当：永椎、^{ながしい}大家、^{おおや}中 ^{なか} ☎03-3224-2025

詳しくは、WEBサイトでご確認ください!

[コーポレート・アドバイザーズ 採用情報](#)

GO

お知らせ②「夏季休業のお知らせ」

誠に勝手ながら、弊法人は8月13日(木)・14日(金)を夏季休業期間とさせていただきます。期間中は、お取引先様にご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

お知らせ③「セミナー開催報告」

7月8日(水)に、「今がチャンス!50代から考える『戦略的事業承継・M&A体験談セミナー』」を開催いたしました。近年、50代の経営者様が、事業承継・事業発展の一つの選択肢としてM&Aを活用するケースが増えてきており、昨年、事業の発展に向けて会社譲渡を決断された創業経営者である、株式会社システムハウスわが家 代表取締役 児玉好太郎様に体験談を語っていただきました。ご参加くださった方々には、厚く御礼申し上げます。

～参加者のアンケートより～

- どのような出来事がありM&Aを考えたのかが参考になりました。
- 児玉さんの経験談で、M&Aが身近に感じることができました。税金の話なども大変勉強になりました。
- 中小企業は特化しなければならない!
- 将来(未来)を考えた譲渡、大変勉強になりました。

M&A・事業承継の無料個別相談会開催中です。お気軽にご相談ください。

■問い合わせ先 担当：小森、^{ふしえ}伏江 ☎03-3224-2871



社内イベント「バーベキューの集い」を開催しました!

6月27日(土)に豊洲の都市型アウトドアパーク「THE THIRD PARK」にて、バーベキューを行いました。総勢40名で美味しい食事を堪能しました!普段の業務ではなかなか話す機会の少ない社員同士も和気あいあい話に花を咲かせました。皆様もこのような社内イベント、検討されてみてはいかがでしょうか?



Corporate Advisers

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12

NBF 赤坂山王スクエア 2F

TEL : 03-3224-2870 FAX : 03-3224-2877

ANGLE (アングル) vol.30

■発行日：2015年8月1日

■発行元：税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

■URL：<http://www.co-ad.co.jp/>

■お問い合わせ先：☎ 03-3224-2871 (担当：西野入、伏江)

〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M & A

〈海外〉 上海 / ホーチミン

コーポレート・アドバイザーズ上海有限公司

コーポレート・アドバイザーズ・ベトナム

